

## 簡略化した介護予防ケアマネジメントの実施について

### 1 現状と課題

- (1) 平成 28 年度に介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、開始時のサービス提供体制に合わせて介護予防ケアマネジメント A 及び C の類型を創設した。
- (2) 平成 29 年度に配食サービスを介護予防・日常生活支援総合事業に追加したことに合わせ、初回のみでのケアマネジメント（介護予防ケアマネジメント C）の取扱いを示した。
- (3) 平成 30 年度に実施した基準を緩和した訪問型サービスの創設及び基準を緩和した通所型サービスの見直しにより、サービス内容と利用者に適したケアマネジメントが必要とされている。

### 2 課題の対応策

基準を緩和したサービスを利用する事業対象者等は、状態変化や困り事を自ら発信する能力を有しており、サービス提供事業所からの定期的な確認の報告により状態が把握できることから、地域包括支援センターが実施するモニタリング等を簡略化するケアマネジメントを実施する。

### 3 介護予防ケアマネジメント B の具体的内容等

- (1) モニタリングについて、6 箇月に 1 回及び評価時の訪問と、3 箇月に 1 回以上の電話等による確認を行うこととする。
- (2) サービス提供事業所及び主治医等に支援内容を説明することで、サービス担当者会議の開催を省略することができるものとする。
- (3) ケアマネジメントは、居宅介護支援事業所に委託できないものとする。
- (4) 対象とするサービスは基準を緩和した訪問型サービス又は基準を緩和した通所型サービスのみを利用する者とする。

### 4 事業の効果

ケアマネジメントにおける業務負担を軽減し、地域包括支援センターが自らケアマネジメントを実施することにより、自立に向けた介護予防を適切に支援することができる。

### 5 基本報酬単価

ケアマネジメントの過程を簡略化することから、毎月のケアマネジメント費は介護予防ケアマネジメント A の単価の 75 パーセントとする。  
 $430 \text{ 単位} \times 75\% = 323 \text{ 単位}$

### 6 実施時期

平成 30 年 10 月 1 日から実施する。ただし、現に利用している者は平成 31 年 4 月 1 日以降のケアプラン更新時等に変更する。

## 7 ケアマネジメントの類型

	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
利用するサービス	相当サービス 短期集中型サービス	基準緩和型サービス	住民主体サービス 配食サービス 等
サービス担当者会議	必須	省略可能	原則不要
モニタリング	訪問（少なくとも3箇月毎） 電話等（毎月）	訪問（少なくとも6箇月毎） 電話等（少なくとも3箇月毎）	原則不要（利用サービスが実施）
給付管理	必要	必要 （一部実績報告の確認のみ）	不要
一部業務委託	○	×	×
報酬（単位）	基本報酬 430 初回加算 300 小規模多機能 連携加算 300	基本報酬 323 初回加算 300 小規模多機能 連携加算 300	基本報酬 430 ※初回月のみ算定

〈参考〉

## 第1号介護予防支援事業の実施状況について

### 9月分利用実績

地域包括支援センター名	第1号介護予防支援利用件数	
		介護予防ケアマネジメントB利用件数 ※
坂下	64件	44件
高森台・石尾台	127件	88件
藤山台・岩成台	159件	111件
高蔵寺	68件	47件
南城	111件	77件
松原	83件	58件
東部	113件	79件
鷹来	72件	50件
柏原	98件	68件
中部	135件	94件
西部	184件	128件
味美・知多	114件	79件

※ 第1号介護予防支援の利用者のうち、70%の者が介護予防ケアマネジメントBの対象として推計